

第12回鳥取地方裁判所委員会及び第12回
鳥取家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成21年3月11日（水）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

朝日貴浩（地裁委員），海野龍一（地裁委員），小倉哲浩（家裁委員），川口真一（地裁委員），北佳子委員（地・家裁委員），佐藤洋子（家裁委員），助川鶴平（家裁委員），高橋敬幸（地・家裁委員），田中澄夫（地・家裁委員），三浦修二（家裁委員），森中 栄（地裁委員），

（事務担当者等）

地裁：谷野事務局長，藤井民事首席書記官，森田刑事首席書記官

家裁：家室事務局長，上中首席家裁調査官，渡辺総務課長，宮部総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) 裁判員裁判施行前の準備状況について
- (2) 成年後見制度の利用状況について
- (3) 少年審判における被害者配慮制度について
- (4) 次回開催テーマ等

5 議事

- (1) テーマ「裁判員裁判施行前の準備状況」についての意見交換

（意見交換に先立ち，森田刑事首席書記官及び渡辺総務課長から「裁判員裁判施行前の準備状況」についての説明があった。）

- 3月の模擬裁判では，候補者役の方から審理は分かりやすかったとの意見

が得られている。本番の裁判員裁判では、より広く国民の方々が参加されることになるので、引き続き分かりやすい審理のための準備をしていくことになる。

- 検察庁では、数年かけて検察官による分かりやすい主張立証を模索してきた。実施してきたものとしては、主張立証モニターとして一般の方に協力していただき、法廷での検察官の主張立証を何度も見ていただいて、どこが分かりやすかったのか、また、どこが分からなかったのかという意見をお聴きするということをしてきた。それは模擬裁判でも実施した。
- 裁判員役の方に法律的概念をどう理解してもらおうかということのために、言葉の意味を正確に伝えることを考えなければならない。検察官、弁護人には分かりやすく主張立証してもらい、裁判員の負担を軽減するために審理時間を短くすることを実践してきた。審理時間を短くするといっても、審理時間を縮めた結果、不十分な審理ということではだめなので、そのバランスを取るように検討し、実践してきたところである。
- 弁護士の立場からの紹介をさせていただくと、昨年までの3年間、日弁連が、ニータ（N I T A）というアメリカの法廷弁護技術を専門にやっている機関から講師を招き、ケースセオリー理論に基づく実践を3日間特訓をするという研修が行われてきた。

半月ほど前に、1年半くらい模擬裁判を傍聴してきた方の意見だったと思うが、「模擬裁判において裁判官が裁判員を誘導しており、裁判員裁判に対して危惧を感じている。」という内容の記事があったが、ニータの研修と同様に、裁判官に対する技術的な教育、勉強というのも必要ではないか。

- 日本新聞協会が、裁判員に記者会見に応じてくれるよう求めていることが発表されていた。裁判員裁判は、裁判員の意見を反映させるというものの密室で評議をするものであり、客観的に検証することは難しい。裁判員には、秘密漏示罪にならない内容で記者会見に応じてもらうことにより、検証でき

るのではないか。

陪審制の裁判は陪審員のみで評議が行われるので、誘導された、意見を封じられたということはない。裁判員裁判は裁判官と裁判員とがいるところで評議が行われるのであり、裁判員制度が信頼できる制度になるかどうかは、信頼できる評議が実施されるかどうかである。

- 新聞協会は、裁判員の記者会見は広く行われるべきであると要望している。どのような評議が行われたのかは不透明なのであり、記者会見で評議のことをどこまで公開できるのかである。守秘義務の対象が何かについては確認しておくことが必要である。
- 裁判員が、その体験等を伝えてもらうのは良いことだと思うが、守秘義務との関係で明確な線引きをするのは難しい。
- 切り分けの議論は当初からあったが、評議のことを何も言うてはいけないというのではない。ただ、これまでの模擬裁判の際、裁判員役の方から出た意見としては、非常に怖がっておられ、自分が言ったことで報復されるのではないか、何か言われるのではないかという気持ちがあるようである。プライバシーを含めて守秘義務として守らなければならないところはあるが、仮に裁判官の評議の進め方が悪いということであれば、言ってもらって構わない。

裁判員法39条の無罪推定の原則等についての説明は、検察官、弁護人のいる前で行うことになる。

- 裁判員が入った評議で、裁判官だけの評議と同じような感じで裁判官が発言してしまうと、理屈で言っていたとしても強く言われたと思われてしまう。これまでの模擬裁判では、裁判官が何も意見は言わないという方法も試したが、それでは裁判官と裁判員が評議をするということにも反してしまう。裁判官の意見だから従うということではなく、お互いに理由を述べて、対等の立場での意見交換をすることを考えているところである。裁判官はずっと裁

判をしてきたという強みがあるので、裁判官としては少し謙抑的になりながら、お互い対等の立場で評議を行うという、そのバランスを考えなければならぬ。

(2) テーマ「成年後見制度の利用状況」についての意見交換

(意見交換に先立ち、岡部家裁首席書記官及び上中首席家裁調査官から「成年後見制度の利用状況」についての説明があった。)

- 成年後見における鑑定については、鑑定書を作成するのではなく診断書で足りるのではないか。その他、医師を裁判所に呼び出したり、医師の所へ面接に行ったりする方法もあるのではないか。
- 高齢化社会となり、認知症の方が非常に増えてきているが、症状がどれくらいの方ならこの制度を利用しないといけないのか、どのような場合にこの後見制度を利用するのかが分からない。一つひとつの小さな契約に成年後見制度を利用してないだろうから、実際は家族が本人に代わって処理をしているのだと思う。

また、後見人は財産をチェックしなければならないとか、手続に60日くらい要するとか、鑑定に5万円かかることなどからすると、なかなか後見人を付けにくいように思う。どうしてもつけないといけないのはどういうケースであるとか、手続を早く進め、もっと一般市民にとって分かりやすい制度になると良いと思う。

- 成年後見制度に対する金融機関の対応が、当初厳しかったものが緩くなったということはないように思う。本人が払出し書類を作成して銀行に提出された場合、押印があり、自署され、お引きだしの意思が確認できることが必要であり、自署はあるが意思のない方が来られて融通を利かせて対応しているということはない。最近では、本人確認が一層厳格となっている。
- 成年後見ネットワーク米子を結成し、代表をしている。弁護士、司法書士、社会福祉士、精神科医など総勢37名で活動している。成年後見人の受け皿

として、私たちが実際に成年後見人になったり、最近では老人虐待などに対する活動を行っている。現状はまだ十分に利用されていない成年後見制度であるが、実際に利用されるようになると裁判所がパンクするであろうし、誰が後見人になるのかという問題がある。市民後見や法人後見が重要になってくるが、鳥取県内では法人後見は行われていない。後見人の受け皿については、今後の大きな課題である。

- 先般、成年後見ネットワーク鳥取の活動が新聞に載っていたが、今御紹介のあった活動については、裁判所としても是非お願いしたいところである。

(3) テーマ「少年審判における被害者配慮制度」についての意見交換

(意見交換に先立ち、岡部家裁首席書記官及び上中首席家裁調査官から「少年審判における被害者配慮制度」についての説明があった。)

- 少年の立ち直りを考えた場合、被害者の視点を抜かしたまま少年の立ち直りがあるのかという考えがある。そうだからといって被害者をそのまま生の形で少年審判の中に取り入れて少年審判が応報的な場になるのは相当ではない。被害者側には淡々と見てもらい、少年にもしっかり考えてもらうことが必要である。
- 意見陳述のあり、なしで審判の結果が重くなる、軽くなるということは一概に言えない。意見陳述も一つの要素にしながら考えていくことになる。意見陳述の際に、事件の中で初めて聞く話ということになれば検討を要する場合もあるかもしれないが、少年審判の前には調査が行われ、被害者の話は分かっていることが前提であり、その場で初めて聞く話ということはないのが通常である。
- 被害者が直接意見陳述をすることは、少年に対する教育的効果も考えられる一方、少年が心を開かないということもある。
- 検察庁では、被害者の審判傍聴の希望がある場合には、その希望の聴取、家裁へ連絡をもらさないように徹底している。

(4) 次回開催テーマ等について

ア 次回開催日等

次回の鳥取地方裁判所委員会及び鳥取家庭裁判所委員会を合同開催とし、開催日時は平成21年9月30日（水）午後1時30分とする。

イ テーマ

テーマは、裁判員裁判の実施状況、民事事件の事件動向及び裁判所委員会を活性化させるための方策についてとする。

以 上